

研究集会・分科会報告

第1分科会

「組織強化と自主組織づくり運動」

第1分科会は「組織強化と自主組織づくり運動」をテーマに、助言者として森信夫（自治労労働局長）氏を迎え開催した。

午前中は、全消協の活動状況として、迫会長から全消協30年の足跡やILO活動・PSI加盟を視野に入れた運動の方向性と、団結権獲得に向けた全消協の独自性を訴えた。続いて、森労働局長から消防職員をとりまく情勢と自治労の消防職員支援活動についての報告を受けた。さらに、既に消防の広域合併が行われた三単協——西胆振消協・安部氏、津市消協（旧久居市消協）・寺田氏、高松市消協・香西四国幹事——からの現状報告があり、広域再編による合併に至るまでの過程と合併による降格・降給などの問題点を指摘した。



午後からは各班に分かれ、単協が抱える問題点や組織拡大運動の課題、消防職員委員会制度の問題点や団結権獲得を含めた取り組みの方向性について討論を行った。この討論では、消防職員委員会制度は形骸化し、もはや限界がある。労使交渉をするためには団結権が必要で、PSI加盟を含め、



第2分科会

「賃金・労働条件の改善のために」

助言者に松岡二郎（明治大学講師）氏を迎え、テーマを（1）労働基準法は交替勤務者に何を求めているか、（2）労働基準法について、として討論を進めた。

はじめに、伊藤副会長から「消防職場と賃金・労働条件について」の講演があり、職場の問題解決に向けた取り組みの提起があった。現状、団結権を持たない消防職員には、消防本部との正式協議の場として消防職員委員会制度が設けられているが、まずはその制度を活用して問題点を表面

化していくこと。それでも解決しない問題は、地方公務員法による人事（公平）委員会へ措置要求を行い、解決できない場合は、最終的に裁判闘争で司法判断を仰ぐという過程の説明がなされた。

午後からは、松岡講師による「労働基準法について」の講演を受けた。労基法は使用者に向けた適用基準であり、いくつかの例外はあるが消防職員も、原則全面適用であること。法律を知り、使いこなすことで自分の権利と命を守っていくことが必要と強調された。

第3分科会

「これからの消防行政 ～未来の消防を考える～」

「消防広域化と今後の消防」をテーマに、討論の柱として「消防力の基準から消防力の整備指針と名称変更し、市町村合併から消防広域化を模索する意図とは」「デジタル無線と指令台の共同運用の動向」「近隣消防との広域模範想定」三点を取り上げ討論した。

まずは執行部側から広域化について問題提起した。昨年まで3232団体あった市町村は現在1820団体となり、消防本部も同様に936本部から820本部あまりとなったが、この市町村合併は各自治体の財政難の一時的な緩和のため、各首長同士の合意により合併がすすめられた経緯が

ある。しかし、これから行われようとしている「30万規模」の消防広域化は消防組織法を改正し、国および都道府県の権限が強化され現時点においても、車輛購入に対する補助金は緊急消防援助隊に限定されるなど、今回の法改正により消防業務が一段と国主導のものとなってしまう可能性が高いことが指摘された。

また、「消防力の基準」から「消防力の整備指針」に変更になった経緯のもと、全国の消防本部で基準を満たした消防行政サービスを提供してきたところは少ない現状にあるにもかかわらず、努力目標である指針への方針転換は、

第4分科会

「救急医療体制の課題」



現在の消防力維持できなくなる問題をあらわしていることも提起された。

続いて、消防・救急無線のデジタル化及び指令業務の共同運用については、各自自治体が財政難にあえぐ中、新たな設備投資である消防無線のデジタル化が期限内での整備を迫られていることを踏まえ、たうで、モデル県である長野県の現状を報告し、消防・救急無線のデジタル化及び指令業務の共同運用は消防広域再編を進めるもの

であり、国・都道府県の消防に対する権限強化であることが指摘された。

午後からはグループに分かれ、「30万広域消防を基本に、地域の特殊性・離島等考慮した都道府県域ごとの広域消防模範再編」を設定し議論を行った。その中で、地形・道路状況・生活圏・面積等考慮しながら、メリット・デメリットについて活発に討議し、住民サービスの向上が低下か、地利・給与・人員・通勤・組織の拡大による充実と弱体化等の問題点を抽出した。

最後に総括として、消防の広域化に対し住民・職員の目線で議論でき、有意義であったこと。また、執行部として総務省に対し消防の広域化は地域の特殊性を十分考慮するよう働きかけ、住民サービス向上に努力していくことを確認し、分科会を終了した。

い思いを話された。また、仙台市における「ドクターカー」の活動紹介では、実際にドクターカーで現場に行ったときの体験談を話され、その中で「質のいい心臓マッサージ」が重要であると指摘された。最後に仙台市立病院救命救急センターと救急ステーションの紹介があった。

次に、現状報告として二単協から救急出動件数増大による問題点、また、「告発の行方」と題し報告がなされ、実際に告発にいたった事例の紹介を受けた。

午後からは、「救急出動件数を減らすにはどうすれば良いのか」「救急救命士の薬剤投与に関する問題点」についてグループ討論を

「救急救命士の処置拡大に関する問題点」「地域メディカルコントロール（MC）体制の現況」「救急出動件数増加に伴う消防救急の現状と課題」をテーマに討論した。午前中は、仙台市立病院救命救急センター副センター長、村田祐二先生に「宮城県内や仙台市

のMC体制について」と題し、講演を受けた。この中で、MCに関する復習や処置拡大とMC体制について、現在のMC体制の地域格差や問題点を示された。次に、現在までの「救急救命士の業務のありかたに関する検討会」について触れ、医師としての見解を示し熱

く求め、健康に働き続けられる職場をつくる」を分科会テーマとして、「メンタルヘルス対策の基礎知識と協議会のかかわり」「安全衛生対策への取り組み」を研究の柱として開催した。

はじめに、ヒューマン・メンタルヘルス研究所「あこーる」所長我妻淳一氏による、「働き盛りのメンタルヘルス（毎日のさわやかライフのために）」と題した講演があり、冒頭リラクゼーションを求める講師の乾杯の挨拶から開始

第5分科会

「労働安全衛生く快適な職場づくり」

「健康に働き続けられる職場をつくる」を分科会テーマとして、「メンタルヘルス対策の基礎知識と協議会のかかわり」「安全衛生対策への取り組み」を研究の柱として開催した。

はじめに、ヒューマン・メンタルヘルス研究所「あこーる」所長我妻淳一氏による、「働き盛りのメンタルヘルス（毎日のさわやかライフのために）」と題した講演があり、冒頭リラクゼーションを求める講師の乾杯の挨拶から開始

された。これは通常、日常生活の中では主に左脳が理性を働かしているため、右脳を働かせるように切り替え、ユーモア的な感性が必要であるとの理由からであった。

講演の内容は、メンタルヘルスの近年の動向として、事業主責任と実行者責任について2003年3月最高裁判決を例に取りあげ、事業主は労働者に対して心身を損なう事のないよう注意する義務を負うという内容の講義があり、次に心の健康に関する相談体制とス



トレス対策のあり方として「フィジカルヘルス」と「メンタルヘルス」の必要性や進め方、協議会など組織としての対応と、個人対応の違いや、消防職員における惨事ストレスの背景、職場のモラルハラスメントについて分かりやすく

解説がなされ、続いてリラクゼーションの必要性としてハンドマッサージ・ストレッチング・静的リラクゼーション等のリスニング研修を行った。

午後からは、リスニング研修を踏まえ現在自分たちが抱えている、又は相談を受けたことがある事案についてグループ討論を行った。

その後、職場巡回として仙台市消防局青葉消防署を訪問し、警防隊室・救急隊室・食堂・仮眠室・消防情報センター・特殊消防車両・高度救助資機材等の見学を行い、最後に「安全衛生に係る職場づくりへの取り組みについて」総務課の担当者から仙台市消防局の現状や取り組みについて説明を受け、質疑応答で締めくくった。

集会のまとめ

「研究の成果を実践に活かそう」

全体集会・分科会での真摯な議論をありがとうございました。消防職員が自らの手で作りあげた学習の成果を活かそうという3日間だったと思う。環境が



会長 迫 大助

きつい、財政が無い、こういった苦しい状況を逆にチャンスと考えて、今だからこそ勉強をしてもらいたい。消防として行政として主体性を市民にあたえて、市民を守るために我々は頑張るんだという意識をこれまで以上に持って欲しい。

これからも苦しいことはあると思うが、全員の意思を結集し、執行部・協議会員が丸となった全消協活動を行っていこう。